資料１

令和７年度
寒川町の空き家の現状と対策について

寒川町

寒川町の人口と住宅の現状（寒川町空家等対策計画抜粋）

現地調査結果 – 地区別空家件数（件数順）

現地調査結果		（参考）			
地区	件数	棟数(※1)	世帯数	人口	面積（ha）
一之宮	38	4, 309	4, 642	10, 837	254. 4
倉見	24	3, 492	3, 888	9, 314	236. 6
宮山	20	2, 602	2, 999	7, 629	326. 1
岡田	15	2, 644	3, 653	8, 356	156. 3
小谷	12	1, 295	1, 320	3, 659	66. 4
中瀬	12	775	957	2, 304	18. 8
小動	9	516	490	1, 311	61. 0
大曲	7	1, 060	1, 205	3, 162	56. 3
田端	6	817	504	1, 247	133. 5
大蔵	2	231	161	571	32. 6

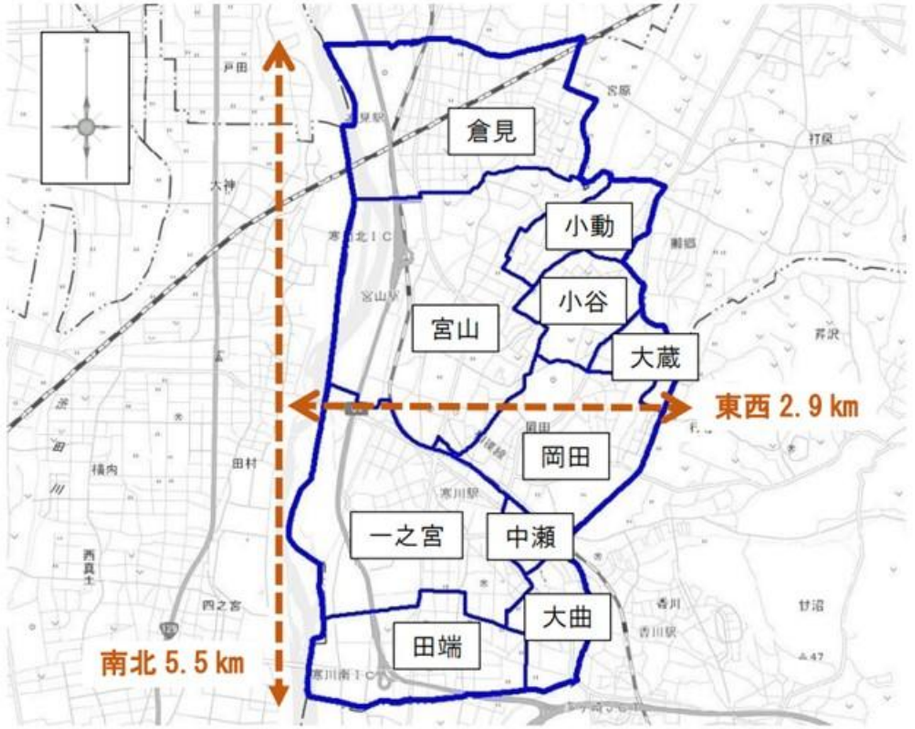
資料　棟数：固定資産税家屋課税情報（2020 年（令和 2 年）1 月 1 日現在）
世帯数、人口：統計データ ― 町丁目字別人口・世帯（寒川町）(※2)
面積：統計データ ― 字別面積（寒川町）

※1 棟数は、集合住宅（アパートやマンション等）が 1 棟としてカウントされる等の理由から、世帯数の方が多くなる。

※2 平成 27 年国勢調査（総務省）確定値を基にした推計値。なお、固定資産税情報と時点を合わせ、2020 年（令和 2 年）1 月 1 日現在の世帯数、人口を掲載している。

現地調査及びアンケート調査結果等により判明した平成３０年度時点の空家件数は、１４５件。
空家発生状況に地域間で大きな偏りはない。

地区別位置図



寒川町の人口と住宅の現状（寒川町空家等対策計画抜粋）

本町の空き家に関する具体的課題

【課題① 空き家が管理不全とならない予防】

高齢化率の上昇や、６５歳以上の単身世帯数の増加等により今後空き家が増加することが懸念される。所有している建物が管理が不十分な空家とならないよう、所有者とその親族が相続や建物の管理について考えるきっかけ作りなど、予防に関する周知や啓発が必要。

【課題② 空き家の適切な管理】

適正に管理されていない空き家について、周辺に悪影響を及ぼしている場合には、空き家を適切に管理することを所有者に促していく必要がある。所有者自らの改善が見られない場合には、適切な段階で空家法に基づく措置を実施していく必要がある。

【課題③ 空き家を解消する除却や利活用】

空き家の状態が長期化した場合、老朽化等に伴い資産価値が下がるとともに、管理不全となる可能性があるため、空き家を解消するために利活用や除却の促進につながる取り組みが必要。

本町の基本的な取り組み方針　**「予防」・「適正管理」・「除却、利活用」**

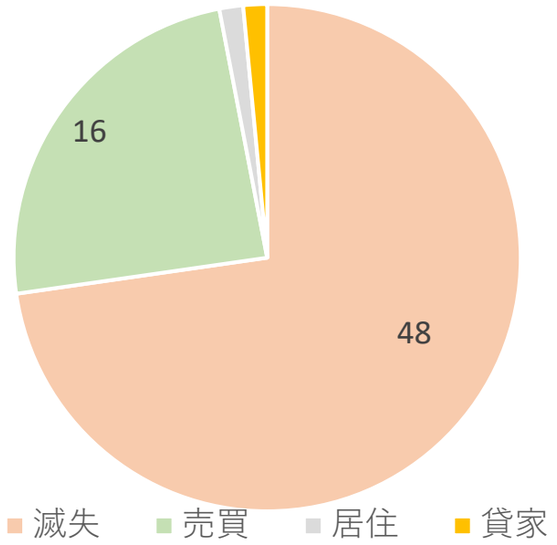
寒川町の空き家に関わる具体的取り組み　【適正管理】

平成30年に実施した空家実態調査結果から抽出された空き家について、住民基本台帳や固定資産税情報、GIS等を使用し継続的な調査を行っている。H30年度の当初調査時点 １４５件

	R6年度※R7.1.1時点	R7年度※R8.1.1時点
空家実態調査の継続確認結果件数	82件	79件

昨年同時期から ３件の減少
※H30当初から ６３件の減少

H30実態調査で把握した空家解消６６件の内訳



当初調査で把握した空き家数145件のうち、R8.1.1時点で66件について空き家状態が解消された。このうち64件は、滅失・売却により空き家状態が解消されている。
前年からの減少は3件（昨年は前前年比△11件）と、解消が鈍化した結果となったが、現在も空き家である79件のうち、適正管理を促すなど対応中であるものは5件であり、大半は適正管理されている状態である。

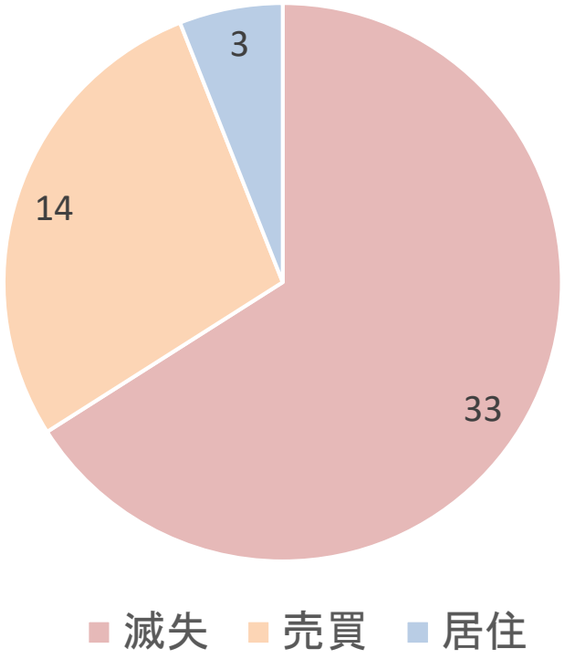
寒川町の空き家に関わる具体的取り組み　【予防】

おくやみコーナー（死亡時に、ご遺族の手続き窓口をワンストップ化するサービス）で把握した空き家数

	R2～4年度	R5年度	R6年度	R7年度	総計
おくやみコーナー受付件数	52件	28件	35件	43件	158件

R8.1.1時点で５０件が空家状態解消

おくやみコーナー 空き家解消５０件の内訳



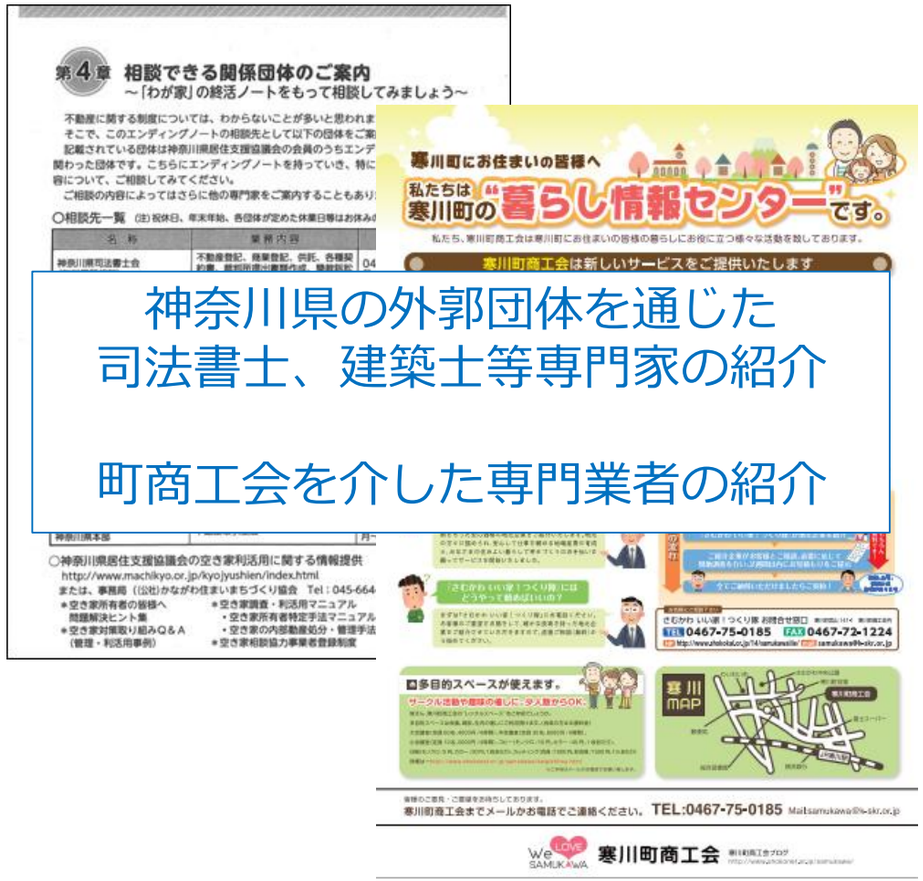
R2年度以降、おくやみコーナーで把握した空き家数
計158件 のうち 50件は空き家状態が解消されている。
（昨年同時期から△16件）

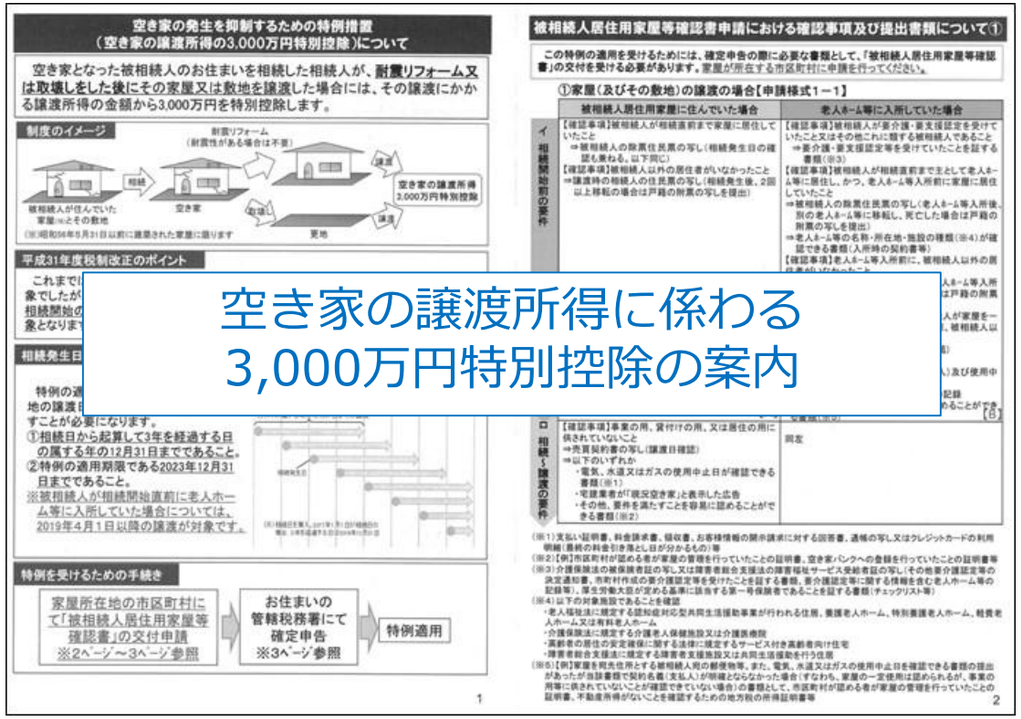
R7年度に受付した43件のうち2件は滅失・相続人が居住して空き家状態が解消されている。

引き続き空き家である108件のうち、適正管理依頼等の対応中であるのは1件のみであり、ほとんどが適正に管理されている。

寒川町の空き家に関わる具体的取り組み　【除却・利活用】

おくやみコーナーにおいて、相続登記や取壊し・樹木剪定等に関する相談先の情報を提供し、空き家状態の解消や適正管理に繋げるべく取り組んでいる。





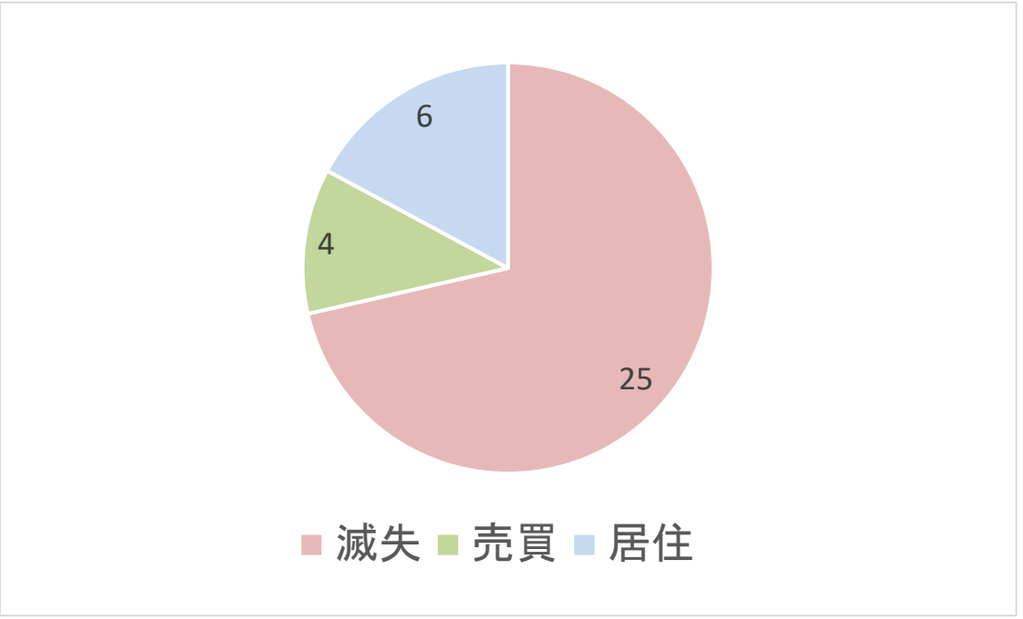
【適正管理】

近隣住民からの相談・苦情や町内パトロール等で把握した、適切な管理がされていない空き家について、訪問や文書等により適正管理を促し、改善が見られない場合には適切な段階で空家法に基づく措置を実施。

適正管理依頼 新規対応件数	R2～4年度	R5年度	R6年度	R7年度	総計
	47件	10件	7件	23件	87件

うち、R8.1.1時点で３５件が空家状態解消

適正管理依頼　空家解消３５件の内訳



R2年度以降、主に地域住民からの苦情により把握した空き家数は計87件。このうちR8.1.1時点で 35件は空き家状態が解消されている。（昨年同時期から△9件）

上表の数値は各年度に新規で対応した件数の合計値。R7年度は酷暑の影響による植物の成長が著しく、樹木越境による苦情等が増加。

現在も空家である52件のうち、適正管理依頼対応中の空き家は9件。一度適正管理化しても再び管理不全となる案件もある。

Ｒ７年度末時点　町が把握している空き家件数

各調査等において現在空き家であるもの

① Ｈ３０空き家実態調査　７９件

② おくやみコーナー　　１０８件

③ 適正管理依頼　　５２件

各データで重複する物件（２０件）を考慮

計　２１９　件

Ｒ6年度末時点の件数　１８５件　（Ｒ６年度末→Ｒ７年度末　＋３４件）

増加傾向が続いていることに加え、増加幅も拡大傾向であることから、適正管理依頼対応に加え、啓発など予防に関する取組の注力が必要と考える。

【予防】

今年度からの新たな取り組みとして、県住宅計画課の協力を得て水道の閉栓情報を取得し、その閉栓状況から昨年度当初以降に空き家となった可能性のある家屋で、現在も住民登録がない家き屋を把握し、現地調査等により「空家等」と判断できた家屋の所有者に対して、空家の適正管理を促進する目的で啓発資料を送付する取り組みを開始。　送付対象とした家屋の状況を見守るとともに、より効果的な取り組みを模索していきたい。

【送付した啓発資料▶】

